

西宮市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市防災会議条例(昭和38年7月条例第9号)第5条の規定に基づき、西宮市防災会議(以下「防災会議」という)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 防災会議は、会長が必要と認めるときに開くものとする。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない事由により、防災会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分等)

第3条 次の各号の一に該当するときは、会長は、防災会議が処理すべき事項を処分することができる。

- (1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。
- (2) 軽易な事項で、すみやかに措置を要するとき。
- 2 一部特定の機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。
- 3 会長は、前各項の規定による処分については、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(傍聴の手續等)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限することができる。
- 3 傍聴を希望する者の人数が前項の規定により制限された傍聴者の人数を上回るときは、あらかじめ事務局において、抽選等により傍聴者の人数を調整するものとする。
- 4 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴者に退場を命ずることができる。
 - (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為を行ったとき。
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音を行ったとき。
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、速やかに退場しないとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないとき。

(会議録の調製)

第5条 会長は会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

会議の開催日時及び場所

出席した委員の氏名

会議の内容

会議の傍聴

その他会議において必要と認めた事項

(幹事)

第6条 防災会議に幹事をおく。

2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから会長が任命又は委嘱する。

(幹事会)

第7条 防災会議の幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。

(準用規定)

第8条 第2条第2項及び第3項の規定は、幹事会の会議について準用する。

(異動報告)

第9条 委員及び幹事は、任命又は委嘱されたときの役職名に変更があった場合は、すみやかにその旨を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 防災会議の庶務は総務局危機管理室において処理する。

(雑則)

第11条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和39年2月18日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和41年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和42年10月2日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和45年10月5日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和48年4月23日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 48 年 6 月 8 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 52 年 5 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。